

墨田区心のバリアフリー普及啓発キャラクター 使用マニュアル



すみピヨ

すみダック

墨田区
令和5年4月

墨田区心のバリアフリー普及啓発キャラクター（すみダック・すみピヨ）は

1) 墨田区における心のバリアフリーの普及啓発

2) 墨田区及びキャラクターのPR

を目的としたキャラクターです。目的に沿ってご利用ください。



※申請する前に必ずお読み下さい。

この手引きは、キャラクターを利用する皆さまが円滑に申請作業を行えるように作成した資料です。使用取扱要綱、使用取扱要領、様式もご確認のうえ、ご利用ください。

■はじめに

重要：キャラクターを使用する際には、使用許諾申請を行い、許諾を受けてください。

※5ページ「5. 使用手続きについて」(1) 手続き一覧で、「不要」とされる場合を除く。

このマニュアルは、キャラクターの使用基準を定めたものです。基準を守って、ご使用いただきますようお願いいたします。

■すみダック について

【生い立ち】幼い頃に区役所で保護される。その後、弟・妹のすみピヨ5羽と再会。

【身長】東京スカイツリーの高さの約1/1000

【体重】ちゃんこ鍋2～3人前と同じ

【好きな食べ物】新鮮な野菜

【好きな場所】隅田公園の池

【特技】あたたかな翼で抱きしめる♡



すみダックは、冊子「すみダックといっしょに心のバリアフリー探検ツアー」の中で誕生（※）したアヒルのキャラクターです。これからは、心のバリアフリーが大切だと思い立ち、すみピヨたちといっしょに啓発活動に打ち込んでいます。

※すみダックの原案は、2006年、区の職員提案制度で新任職員チームが考えたキャラクター活用の提案の中で作られました。お蔵入りしていたキャラクターが、心のバリアフリー事業によってよみがえりました。

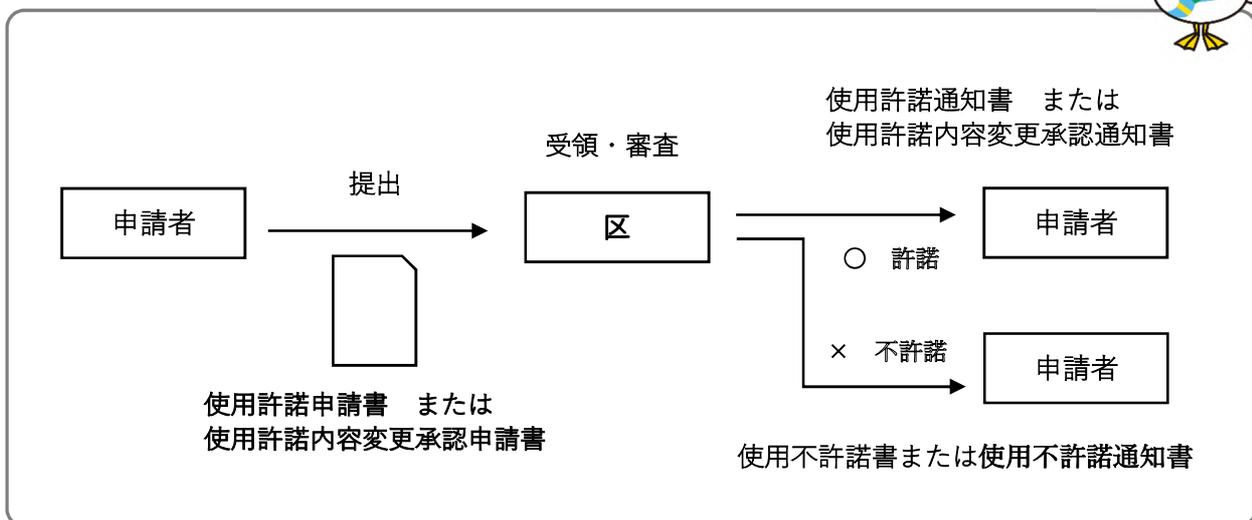
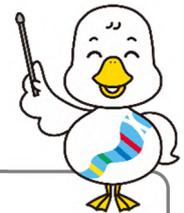
1. 届出と申請の流れ

①申請者から「墨田区心のバリアフリー普及啓発キャラクター使用許諾申請書」（第1号様式）のご提出

※ 許諾された内容について変更を希望する場合は、「墨田区心のバリアフリー普及啓発キャラクター使用許諾内容変更承認申請書」（第4号様式）をご提出

②区による審査

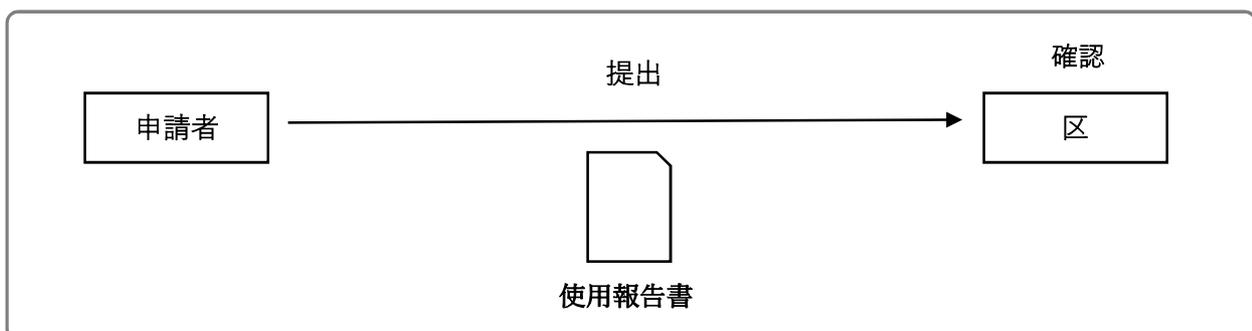
③区から申請者への結果通知



2. 使用許諾の期間の満了後の流れ

①申請者から「墨田区心のバリアフリー普及啓発キャラクター使用報告書」（第7号様式）のご提出

②区による確認



3. 使用にあたって

- キャラクターの著作権は、墨田区に帰属します。
- キャラクターを使用する場合は、必ず事前に申請を行い墨田区の許諾を受けてください。
- 本使用マニュアルに記載のデザインを使用することが可能です。(9～12ページ参照)
- 新デザインを制作したい場合は、墨田区にご相談ください。
- 立体物や映像の作成などを行う場合は、そのデザインにつき、墨田区の監修を必ず受けてください。
- キャラクターを使用する対象物やその包装等に、キャラクターの表記をしてください。「すみだ心のバリアフリー普及啓発キャラクターすみダック」「すみだ心のバリアフリー普及啓発キャラクターすみピヨ」という表記を基本としますが、スペースの都合等で表記が難しい場合、「すみダック」「すみピヨ」のみでも可能とします。複数イラストを掲載する場合は、最初のみで構いません。また、すみダックとすみピヨを合わせて掲載する場合、すみピヨの前の「すみだ心のバリアフリー普及啓発キャラクター」部分は省略可能です。
- その他、使用にあたっては「墨田区心のバリアフリー普及啓発キャラクター使用取扱要綱」及び「墨田区心のバリアフリー普及啓発キャラクター使用取扱要領」に従ってください。

4. データの引渡し

- データは、以下の方法でお渡しすることが可能です。

メール送信 (PNG 形式)

※イラストレーターが必要な場合は別途ご相談ください。

- 使用許諾がおりた段階で、「7. デザイン一覧」(9～12ページ参照)から実際に使用する番号を担当までお伝えください。

5. 使用手続きについて

(1) 手続き一覧

使用方法		① 区への 事前連絡 ※1	② 使用承認申 請書の提出	③ 区監修	④ 完成品の 提出 ※2
非販売	(1) 個人的な使用や家庭内での使用の場合 (例：パソコンの壁紙に使用、自分で作った マスコットを家族にプレゼント)※3	不 要	不 要	不 要	不 要
	(2) 区及び区の行 政機関が使用	不 要	略	不 要	不 要
	(3) 学校等が教育 の目的で使用	要	略	要	要
	(4) 地方公共団体、国	要	略	要	要
	(5) 区が共催名義の使用を承認している事 業での使用	要	略	要	要
	(6) 報道機関が報道または広報の目的で使 用	要	略	要	要
	(7) 上記以外の場合	要	要 ※4	要	要
販売	(8) 販売目的（売上を伴う商品やサービ ス）に使用する場合	要	要	要	要

※1 連絡先はP12「8. 担当」をご覧ください。

※2 完成品の提出が難しい場合は、写真やデザイン画像等を提出してください。

※3 個人のSNSやHP、ブログなどの記事としてイラストを掲載することは可能ですが、SNSのアイコンへの使用はできません。

※4 区長が認めるときは、使用承認申請を省略する場合があります。

(2) 留意事項

使用承認は、墨田区が著作権を有するキャラクターのデザイン・写真を使用することを承認するものであり、承認を受けた者に権利が発生するものではありません。また、他の申請者の同様の申請を妨げるものではありません。

6. デザイン使用の注意点

(1) 形状

＜使用できない例＞

①デザインの縦・横の比率を変倍したもの →例1

②デザインを改変したもの

③デザインを反転したもの

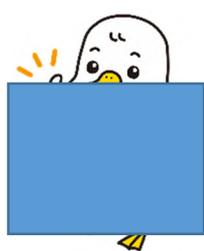
※9～12ページ「デザイン一覧」No.49～No.85（すみピヨ）については反転可。

④デザインの大部分が別のデザイン等で隠れている、または削除されているもの →例2

⑤特定のイメージ付けを行うもの →例3



例1



例2



例3

(2) 色の指定

以下の指定はイラストレーターをご使用の場合に設定していただく数値です。ワード、エクセル等で、イラストを PNG 形式で使用する場合には、お渡りするデータの色を変更せず使用し、カラーを白黒にする場合には「グレースケール」の設定で使用するようお願いします。

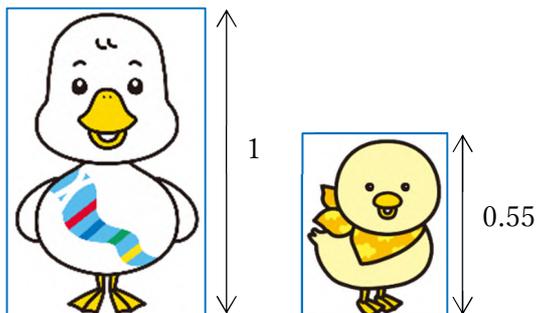
すみダック	体の白	黒	口ばしと足	たすきの水色	赤	青	緑	黄
	C 0% M 0% Y 0% K 0%	C 0% M 0% Y 0% K 100%	C 0% M 15% Y 100% K 0%	C 60% M 5% Y 0% K 0%	C 5% M 100% Y 80% K 0%	C 100% M 35% Y 0% K 5%	C 80% M 5% Y 75% K 5%	C 0% M 10% Y 90% K 0%
	K 0%	K 100%	K 19.85%	K 20.95%	K 69.3%	K 55.65%	K 40.2%	K 15.8%

すみピヨ (ホワイト)	体の黄色	黒	口ばしと足	スカーフ (白)	スカーフ (水色)
	C 0% M 0% Y 40% K 0%	C 0% M 0% Y 0% K 100%	C 0% M 15% Y 100% K 0%	C 0% M 0% Y 0% K 0%	C 70% M 15% Y 0% K 0%
	K 4.4%	K 100%	K 19.85%	K 0%	K 29.85%
すみピヨ (イエロー)	体の黄色	黒	口ばしと足	スカーフ (濃い黄)	スカーフ (薄い黄)
	C 0% M 0% Y 40% K 0%	C 0% M 0% Y 0% K 100%	C 0% M 15% Y 100% K 0%	C 0% M 30% Y 100% K 0%	C 0% M 0% Y 80% K 0%
	K 4.4%	K 100%	K 19.85%	K 28.7%	K 8.8%
すみピヨ (グリーン)	体の黄色	黒	口ばしと足	スカーフ (濃い緑)	スカーフ (薄い緑)
	C 0% M 0% Y 40% K 0%	C 0% M 0% Y 0% K 100%	C 0% M 15% Y 100% K 0%	C 80% M 5% Y 75% K 5%	C 24% M 0% Y 39% K 0%
	K 4.4%	K 100%	K 19.85%	K 40.5%	K 11.5%
すみピヨ (レッド)	体の黄色	黒	口ばしと足	スカーフ (濃い赤)	スカーフ (薄い赤)
	C 0% M 0% Y 40% K 0%	C 0% M 0% Y 0% K 100%	C 0% M 15% Y 100% K 0%	C 0% M 90% Y 70% K 0%	C 0% M 45% Y 35% K 0%

	K 4.4%	K 100%	K 19.85%	K 69.5%	K 30.5%
すみピヨ (ブルー)	体の黄色	黒	口ばしと足	スカーフ (濃い青)	スカーフ (薄い青)
	C 0% M 0% Y 40% K 0%	C 0% M 0% Y 0% K 100%	C 0% M 15% Y 100% K 0%	C 90% M 25% Y 0% K 0%	C 44% M 12% Y 0% K 2%
	K 4.4%	K 100%	K 19.85%	K 42%	K 21%

(3) 各キャラクターの比率

各キャラクターを一緒に使用する場合は、概ね以下の比率になるように調整してください。



(4) キャラクターデザインと企業・団体・個人の名前やマーク、商品名との組み合わせについて

〈次の場合には使用できません〉

- ①キャラクターに近接して企業名または団体名等を表示することによって、企業または団体のキャラクターであるような誤解を招くおそれのある場合

- ②区が特定の個人・企業・団体、あるいは商品・サービス・活動等を支援・推奨・公認しているような誤解を招くおそれのある場合
- ③特定の個人や団体のシンボルマーク、あるいは商標や意匠に相当するものとして、独占的に利用されるおそれのある場合
- ④この他に、要綱第2条の使用を許諾しない場合についてもご確認ください。

(5) その他の注意事項

以下の事項については、使用取扱要綱および使用取扱要領でご確認ください

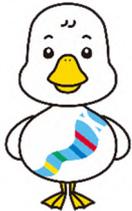
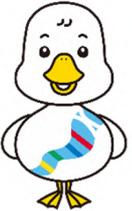
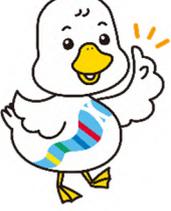
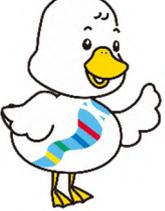
- 様式
- データ管理
- 権利関係

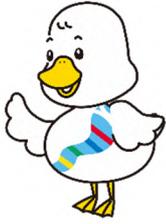
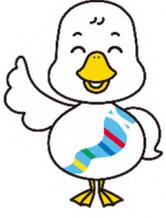
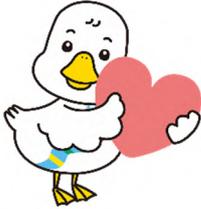
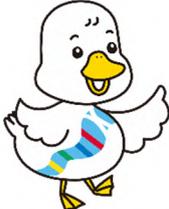
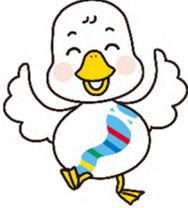
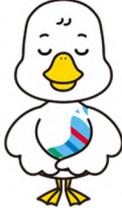
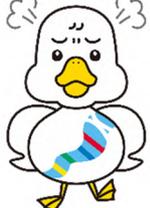
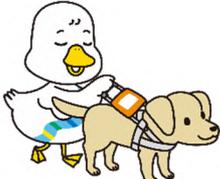
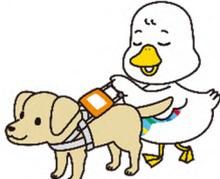
7. デザイン一覧

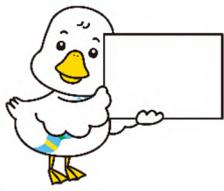
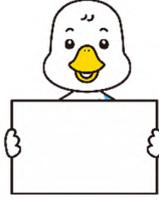
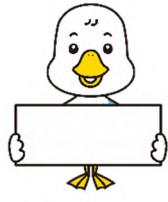
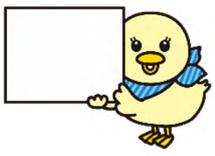
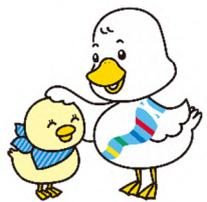
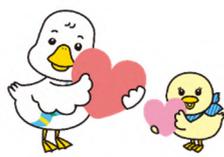
使用可能なデザインの一覧です。

※画像を反転して使用することができるものは、No.50～87（すみピヨ）のみで、その他は反転不可とします。

※No.9、11、13、17、19に関して別なものを持たせること、No.42～45の持っているボードの色や線の色、太さを変更すること、また「6. デザイン使用の注意点（2）色の指定」に記載する色以外の変更についてご希望の場合は事前にご相談ください。（イラストレーターへのデータ提供が可能です。）

<p>No.1</p> 	<p>No.2</p> 	<p>No.3</p> 	<p>No.4</p> 	<p>No.5</p> 
<p>No.6</p> 	<p>No.7</p> 	<p>No.8</p> 	<p>No.9</p> 	<p>No.10</p> 

No.11 	No.12 	No.13 	No.14 	No.15 
No.16 	No.17 	No.18 	No.19 	No.20 
No.21 	No.22 	No.23 	No.24 	No.25 
No.26 	No.27 	No.28 	No.29 	No.30 
No.31 	No.32 	No.33 	No.34 	No.35 
No.36 	No.37 	No.38 	No.39 	No.40 

No.41 	No.42 	No.43 	No.44 	No.45 
No.46 	No.47 	No.48 	No.49 	No.50 
No.51 	No.52 	No.53 	No.54 	No.55 
No.56 	No.57 	No.58 	No.59 	No.60 
No.61 	No.62 	No.63 	No.64 	No.65 
No.66 	No.67 	No.68 	No.69 	No.70 
No.71 	No.72 	No.73 	No.74 	No.75 

No.76 	No.77 	No.78 	No.79 	No.80 
No.81 	No.82 	No.83 	No.84 	No.85 
No.86 	No.87 			
No.100 	No.101 		No.102 	
No.103 		No.104 	No.105 	

8. 担当

墨田区 福祉保健部 障害者福祉課

住所：〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋1-23-20

電話：03-5608-6466

ファクス：03-5608-6423

E-メール：SYOUGAIHUKUS@city.sumida.lg.jp

【協力】株式会社アークポイント、有限会社レゾナ、杉野悦子（イラストレーター）